新型コロナウイルスの感染を予防するための行動指針（ほっとホーム用）

　新型コロナウイルス感染拡大の状況については、未だ予断を許さない状況にあります。当面のサロンの運営について、以下の通りお知らせいたします。

　また、この行動指針は、情勢に応じて変更する場合があることをご承知おき　ください。　　　　（令和２年5月21日現在　　鹿沼市保健福祉部高齢福祉課）

１　６月３０日までの活動は行わないこと（７月再開のための準備期間とする）

２　７月１日以降の、ほっとホーム開催を事前に計画する場合に、注意して頂く事は以下の通り。　※下記**□**の部分は、**☑**チェック用にお使いください。

【室内での活動の場合】

　利用者が利用できるかの確認

　　**□**　１．利用者の氏名、連絡先、利用時間が分かる名簿を作成すること

　　**□**　２．利用者は、利用前に２時間以内の体温を申告すること

　　　**□**　３．発熱（37.5℃以上または本人の平熱より1.0℃以上高い）、咳、のどの痛み、息苦しさ、強いだるさ、味覚・嗅覚の異常等の症状がある方の利用は断って頂くこと

**□**　４．活動中に咳などの症状が見られるようになった方には、安全に帰宅して頂くような体制を整えること

　　活動環境・活動内容について

　　**□**　１．活動時間は、２時間以内とすること

　　**□**　２．換気を十分行うこと

　　**□**　３．可能な限り、消毒液を設置する等の、予防対策を取ること

**□**　４．お互いが2メートル以上距離を取り、向かい合わずに行えるよ　　　　うな活動をすること

**□**　５．密集するような状況を避けること

**□**　６．５、６が難しい場合は、別の会場での実施や、利用者を時間ごと

　　　　に分散する等の開催を検討すること

**□**　７．大声での発生をともなう活動は避けること

　　**□**　８．以下のような活動は避けること

麻雀、囲碁、将棋、カラオケ、合唱　等

* ９．運動は、お互いの位置から動かず、息切れせずに行える程度の運

　　動（健康体操等）にとどめること

活動中の注意

　　□　１．健康な方も、咳エチケットを守る、活動の前後に手洗いをする、使用物品の洗浄消毒をする、使い回しを極力避ける、マスクを着用する等の予防策をとること

　　　□　２．食事はしないこと（お茶菓子程度は良い。飛沫の飛散の無いように配慮すること）

　　　□　３．お茶等の水分は積極的に採るようにする。お互いに向き合って摂取しないこと

【屋外での活動の場合】

　利用者が利用できるかの確認

　　□　１．利用者の氏名、連絡先、利用時間が分かる名簿を作成すること

　　□　２．利用者は、利用前に２時間以内の体温を申告すること

　　　□　３．発熱（37.5℃以上または本人の平熱より1.0℃以上高い）、咳、のどの痛み、息苦しさ、強いだるさ、味覚・嗅覚の異常等の症状がある方の利用は断って頂くこと

□　４．活動中に咳などの症状が見られるようになった方には、安全に帰

　　　　って頂くような体制を整えること

　　活動環境・活動内容について

　　□　１．活動時間は、２時間以内とすること

　　□　２．可能な限り、消毒液を設置する等の、予防対策を取ること

□　３．お互いが2メートル以上距離を取り、向かい合わずに行えるよ

　　　　うな活動をすること

**□**　４．密集するような状況を避けること

**□**　５．４、５が難しい場合は、別の会場での実施や、利用者を時間ごと

　　　　に分散する等の開催を検討すること

* ６．涼しい気候下ではマスクをしたままの活動が望ましいが、２５℃

　　　　　以上の気温の場合には、熱中症を避けるために外し、よりお互い

の距離を取ること

□　７．大声での発生をともなう活動は避けること

　　　□　８．運動は、息切れせずに行える程度の運動にとどめること

　活動中の注意

　　□　１．健康な方も、咳エチケットを守る、活動の前後に手洗いをする、使用物品の洗浄消毒をする、使い回しを極力避ける、マスクを着用する等の予防策をとること

　　　□　２．食事はしないこと（お茶菓子程度は良い。飛沫の飛散の無いように配慮すること）

□　３．お茶等の水分は積極的に採るようにする。お互いに向き合って

摂取しないこと

３　運営について打合せを行う場合

　　□　１．可能な限り、直接会うことはせず、電話等にて実施すること

　　　　２．やむを得ず直接顔を合わせる場合

　　□　　①可能な限りマスクを着用すること

　　□　　②会場の換気を十分に行うこと

　　□　　③向き合って打合せを行わないこと

　　□　　④性質上、向き合っての発言が必要な場合には、周りの人と２メートル以上距離を開けること

　　□　　⑤その他、２ と同様に実施すること

４　それぞれの自宅での活動

　・自宅で過ごす間での活動を利用者に提案し、各々実施して頂く事も活動実績として計上できるものとする。

１つの要素を提案して１ヶ月取り組んだ場合＝１回分

　　　例１　介護予防運動

　　　　　　・高齢福祉課にて作成した介護予防運動の番組

　　　例２　自宅で歌を歌う

　　　　　　・ケーブルテレビにて放送されている歌番組等の紹介

　　　　　　・集まりが再開した際の合唱の課題の提供

　　　例３　ほっとホームから利用者へ創作や趣味に関する課題の提供

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等